



令和3年6月18日

豊島区は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

緊急事態宣言解除に伴う区立施設等の対応方針

昨日、政府は、東京都に発令していた緊急事態宣言を令和3年6月20日に解除し、21日から7月11日を期限とした「まん延防止等重点措置」の適用を決定しました。

新規感染者数は減少傾向にあり、医療提供体制のひっ迫もピーク時より改善されましたが、変異株による感染拡大の懸念もあるため、今後も、不要不急の外出自粛、飲食店への営業時間短縮、イベントの開催制限等の徹底した感染防止対策が必要となります。

豊島区においても、ワクチン接種を円滑かつ迅速に進めるとともに、国及び東京都の方針に基づき、引き続き感染防止対策を徹底しながら地域コミュニティを維持するため、下記のとおり区立施設等を運営してまいります。

記

- 1 区立施設等の運営については、国の基本的対処方針および東京都の対応方針に準拠することを基本とする。なお、一部制限を設けつつすべての施設を再開し、開館時間及び会議室等の夜間枠利用は、原則午後8時までとする。
- 2 区主催のイベント等については、飲食を伴うもの、複数人が大声を出すなど飛沫が拡散する活動の自粛など「感染防止対策の徹底」と、国の基本的対処方針および東京都の対応方針に基づく「収容率と人数の制限」を講じたうえで実施する。
- 3 施設の開館時間短縮期間中における休館やイベント中止による使用料、参加費等は利用者へ返還することとする。また、参加者から感染防止のためキャンセルの申し出があった場合は、原則として返還し、キャンセル料等は徴収しないこととする。
- 4 本方針については、今後、感染状況や医療提供体制等を踏まえ、必要に応じ変更する。